

議案第 35 号

交野市印鑑条例及び交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

交野市印鑑条例及び交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 2 月 26 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 市民の利便性の向上等を目的として、窓口の混雑緩和等を図るため、多機能端末機による各種証明書の交付に係る手数料を減額したいため。

交野市印鑑条例及び交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

交野市印鑑条例及び交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(交野市印鑑条例の一部改正)

第1条 交野市印鑑条例(昭和50年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「第11条」を「次条」に改める。

第16条第1項中「300円」の次に「(第13条の2の規定による交付にあつては、200円)」を加える。

(交野市手数料徴収条例の一部改正)

第2条 交野市手数料徴収条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「450円」の次に「(多機能端末機(本市の電子計算システムと電気通信回路で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。第20号及び第27号において同じ。))による交付にあつては、350円)」を加え、同条第20号及び第27号中「300円」の次に「(多機能端末機による交付にあつては、200円)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。